

発議第1号

刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書案

刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官宛て提出するものとする。

令和6年6月27日提出

提出者 和歌山市議会議員

中 谷 謙 二

中 村 元 彦

藪 浩 昭

川 端 康 史

赤 松 良 寛

森 下 佐知子

山 野 麻衣子

## 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書案

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろんであるが、地域住民の人権を守る義務を有する地方公共団体にとっても重要な課題と言える。

えん罪被害者を救済するための制度である再審については、その手続を定めた刑事訴訟法の規定（第四編 再審）に再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどないことから、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方には、事件を担当する裁判官によってそれぞれ違いが生じている。このことから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれているのではないかと、との危惧が生じている。

とりわけ再審請求手続における証拠開示の問題は重要である。狭山事件（埼玉県）では、検察側が証拠物件リストを弁護側に開示しないことで、証拠調べが進んでいない。過去多くのえん罪事件において、警察、検察等の捜査機関の手元にある証拠が再審請求手続において明らかになることは、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるように、これを開示させる仕組みが必要である。

しかし、現行法にはこのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官及び検察官の対応によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。

1998年10月には、国連の自由権規約委員会が狭山事件を取り上げ、日本政府に対して「検察官手持ちのすべての証拠にアクセス出来るよう」法律や実務を改善することを勧告している。被告人にとって有利となる証拠、検察官にとって不利な証拠を開示しないことは国際的にも認められないことである。国連が我が国に指摘した格差を是正するためには、証拠開示を制度的に保障する規定の整備が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに幾度も不服申立てを行う事例があり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。大崎事件（鹿児島県）では、地裁と高裁で計3回の再審開始を決定したが、その都度、検察官が不服申立てを行い、最高裁が再審開始決定を取り消した。あるいは、58年前の袴田事件は、死刑が確定した袴田巖氏の再審公判が進められているが、検察官の不服申立てにより40年余りの時間を要した上での再審開始となったものであるが、再審開始決定は裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪、無罪の判断は、再審公判において行うことが予定されている。そして、再審公判では、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに公開の再審公判に移行すべきである。

よって、和歌山市議会は、国に対し、えん罪被害者を生じさせないようにするため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた以下の改正を速やかに行うよう強く求める。

1. 再審請求の手続規定を整備すること
2. 再審請求手続における証拠開示を制度化すること
3. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。